

研究開発戦略本部研究開発室利用要項

令和7年7月1日
研究開発戦略本部長裁定
令和7年12月25日
一部改正
令和8年3月1日
一部改正

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本大学研究開発戦略本部規則（以下「規則」という。）第6条第2号から第6号までに規定するインキュベーションラボラトリー、ベンチャービジネスラボラトリー、産業イノベーションラボラトリー、オープンイノベーションセンター及びSOIL（Semiconductor Open Innovation Laboratory）の研究室（以下「研究開発室」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 研究開発室を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 熊本大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生（以下「教職員等」という。）
- (2) 本学と共同研究契約又はそれに準ずる契約等を締結している企業等
- (3) 国立大学法人熊本大学大学発ベンチャー等の支援に関する規則に基づき、大学発ベンチャー又は熊本大学認定ベンチャーとして支援が決定した企業等
- (4) 競争的研究費において本学と連名で採択された企業等又は本学が採択された競争的研究プロジェクトを本学と共同で実施している企業等
- (5) 本学と包括連携協定を締結している企業等
- (6) その他研究開発戦略本部長（以下「本部長」という。）が特に必要と認めた者

2 研究開発室で実験作業を行える者は前項に定めた者のうち、以下の者とする。

- (1) 利用申請書に記載された者。ただし、前項2号から6号にあつては、研究開発室以外の学内で実験作業（機器測定を含む）を行う場合は、別途本学の民間等共同研究員又は受託研究員で受け入れられた者に限る
- (2) その他、本部長が特に必要と認めた者

(利用制限)

第3条 学外者は、利用が許可された研究開発室以外での実験作業は行うことができない。

2 学生は、研究開発室において実験及び作業（機器測定を含む。）を単独で行うことができない。

(責任者)

第4条 研究開発室の利用に当たっては責任者を置くこととし、研究代表者である本学の教職員又は本学と不動産貸付契約を締結した契約者をもって充てる。

2 研究開発室を複数の機関等で利用する場合は、それぞれに責任者を置き、連帯して責任を負うものとする。

(利用申請等の手続き)

第5条 研究開発室の利用（利用承認後の変更及び更新を含む。）を希望する者（以下「申請者」という。）は、原則として利用開始を希望する日の2か月前まで（教職員等の利用にあつては、1か月前まで）に、研究開発室利用申請書（以下「申請書」という。）を、本部長に提出しなければならない。

2 研究開発室の利用を中止する場合は、原則として利用を中止する日の3か月前まで（教職員等の利用にあつては、1か月前まで）に、申請書を本部長に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、研究チームの構成に変更がある場合は、その都度、申請書を本部長に提出しなければならない。

(審査委員会)

第6条 研究開発室の利用の可否を審議するため、利用希望者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（審査委員会の組織）

第7条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究開発戦略本部イノベーション推進部門長

(2) 規則第14条に定める研究開発戦略本部運営委員会委員（前号を除く）のうちから本部長が指名する者 1人以上

(3) 研究・社会連携部長

(4) 研究・社会連携部産学連携推進課長

2 前項第2号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 前項第2号の委員の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

（審査委員会委員長）

第8条 審査委員会に委員長を置き、前条第1号委員をもって充てる。

2 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（利用候補者の選定及び報告）

第9条 審査委員会は、利用資格等の調査を行い、利用候補者を選定する。この場合において、審査委員会は利用候補者に順位を付すことができる。

2 委員長は、選考に必要な書類を作成の上、本部長に審査委員会の経過を報告する。

（利用の承認）

第10条 本部長は、前条第1項の利用候補者について利用の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（利用期間）

第11条 研究開発室を利用することができる期間は5年以内とし、毎年度の更新審査を行う。

2 前項の規定にかかわらず、審査委員会が研究実績又は研究の発展可能性があると判断した場合は、審査委員会が必要と認める期間を限度として利用することができる。

（利用の承認の取消し等）

第12条 本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用承認を取り消し、又はその利用を停止させることができる。

(1) 利用者がこの要項又は別に定める利用条件に違反した場合。

(2) 研究開発室の利用に当たり、著しい安全基準違反又は重過失による事故を起こした場合。

(3) 本部長が本学又は研究開発戦略本部の運営に支障を及ぼすおそれがあると認めた場合。

（経費の負担）

第13条 研究開発室の室料は、1㎡につき月額2,000円（教職員等の利用にあつては、月額1,000円）とする。

2 研究開発室の光熱水費は室料とは別に支払わなければならない。

（カードキーの発行）

第14条 産業イノベーションラボラトリー及びSOILの利用者には、カードキーを研究開発室ごとに2枚発行する。

2 カードキーの追加発行又は再発行を受けようとする利用者は、カードキー追加発行・再発行申請書を本部長に提出しなければならない。

3 前項の利用者は、国立大学法人熊本大学諸料金規則（平成16年4月1日制定）に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(利用者の責務)

第 15 条 利用者はこの要項及び別に定める研究開発室の使用に関する規程（熊本大学研究開発戦略本部研究開発室使用規定）を遵守するとともに、事故、災害等の防止に努めなければならない。

2 利用者は、学内又は学外による安全査察を事前通知がない場合においても、受け入れなければならない。

3 利用者は、本学における安全指針、廃液・廃棄物処理及び化学物質使用・管理・保管の指針に従い、事故等が発生した場合は必要な報告を行わなければならない。

(守秘義務)

第 16 条 利用者は、業務上知り得た本学の非公開情報（文書・電子データ・口頭情報等を含む）を本学の事前の書面による承諾なしに第三者に開示、漏洩又は提供してはならない。

(原状回復)

第 17 条 責任者は、研究開発室の利用が終了したとき又は第 12 条の規定により本部長が利用の承認を取り消したときは、設備、備品等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第 18 条 責任者は、利用者が故意又は過失により設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、本部長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第 19 条 研究開発室に関する事務は、研究・社会連携部産学連携推進課において処理する。

(雑則)

第 20 条 この要項に定めるもののほか、研究開発室の利用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 記

この要項は、令和 7 年 7 月 1 日から実施する。

付 記

この要項は、令和 7 年 12 月 25 日から実施する。

付 記

この要項は、令和 8 年 3 月 1 日から実施する。